

編集後記

昨年の10月から新しく編集委員会のメンバーに加わりました熊本県で薬局を開局しております稲葉と申します。宜しくお願いします。平成26年6月に施行された改正薬事法、薬剤師法第25条の2（情報の提供及び指導）では、「薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。」とされています。

平成25年10月から京都大学病院が、次いで京都府立医科大学付属病院、岡山大学病院、愛媛大学医学部付属病院等が院外処方箋に検査値の表示を開始しました。先行して取り組んでいた福井大学病院、北海道大学病院等につき、今後も、院外処方箋を介した情報共有のスタイルは全国的に広がっていくものと思われます。院外処方箋受付と同時に検査値情報が入手確認できれば、その情報を基に処方監査や疑義照会を行い、さらに薬学的観点から服薬指導を行うことが可能となります。医薬品の適正使用、及び安全管理を担い推進する保険薬局薬剤師の職能への期待がより明確となり、かつ、医薬分業が大きく前進したと言えるのではないのでしょうか。

さて先日、地方の薬学大会で、「専門薬剤師と生涯学習」というシンポジウムの座長を務めました。地域包括ケアシステムにおいて、患者さんが病院から地域へ帰ってきた際に、薬剤師から受ける情報提供や指導内容が、病院と保険薬局とで異なる等、格差やレベルの違いがあってはなりません。そのために薬剤師は、生涯学習において専門性を高め、社会から評価される必要があります。つまり、社会の評価に値する質の担保として、学会等が設けている認定薬剤師、専門薬剤師制度において、十分な職能を有す薬剤師を抽出し、社会的に明示することが必要と言えるのではないのでしょうか。従来の制度は病院薬剤師が主体であり、保険薬局薬剤師には取得する為の受験資格がない制度が殆どでした。しかし最近では、保険薬局の薬剤師も取得できるように、要件等が検討されつつあります。病院薬剤師と薬局薬剤師が同じ視点で患者を支えていくことが求められる今般、資格取得のハードルは高いかもしれませんが、まずは必要な学会等に参加し、情報収集、あるいは薬学的知見の共有を図ることからはじめて欲しいと考えます。（稲葉一郎）

- 担当副会長 生出泉太郎
- 担当理事 宮崎長一郎, 島田 光明, 宮野 廣美, 亀井美和子
- 編集委員会委員

吉山 友二（委員長）、篠原久仁子（副委員長）、石川 和宏、稲葉 一郎、加藤 裕芳、竹内 尚子、富永 敦子、永田 満、場生松正夫、本多 孝司、本多 美紀

日本薬剤師会雑誌 1月号

第67巻 第1号（毎月1回1日発行）  
定価400円

平成26年12月25日 印刷  
平成27年1月1日 発行

編集発行人  
山本 信夫

発行所

公益社団法人 日本薬剤師会

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル7階

電話03(3353)1170 ファクシミリ03(3353)6270

http://www.nichiyaku.or.jp/ e-mailは、gaku@nichiyaku.or.jp

印刷所 日本印刷株式会社